


# お荷物の内容物をご申告ください

- 危険物の輸送は法律で禁止されています。
  - 2019年4月1日の商法改正<sup>(※)</sup>により、ご依頼主様が危険物を無申告で送り事故等が発生した場合、**ご依頼主様が損害賠償を請求される可能性**があります。
  - お届けが1日以上遅れる場合があります。
- (※)商法第572条規定

## 航空機による輸送ができないもの

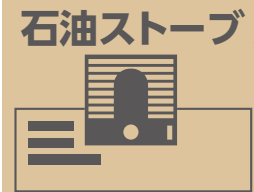
<p>花火・クラッカー・発煙筒・ 弾薬など</p>  <p>※区間によらず宅急便の取り扱い自体ができません。</p> <p style="text-align: right;">火薬類</p>	<p>ダイビング用ボンベ・ カセットコンロ用ガスなど</p>  <p style="text-align: right;">高圧ガス</p>	<p>ライター・化粧品・香水・ ヘアスプレー・マニキュアなど</p>  <p style="text-align: right;">引火性液体</p>
<p>マッチ・炭など</p>  <p style="text-align: right;">可燃性物質類</p>	<p>小型酸素発生器・ 過酸化物質・漂白剤など</p>  <p style="text-align: right;">酸化性物質類</p>	<p>殺虫剤・農薬・染料・消毒剤・ 除草剤など</p>  <p style="text-align: right;">毒物類 <small>病気を移しやすい物質</small></p>
<p>薬事法に規定する医薬品または 医療用器具に装備されている物質など</p>  <p style="text-align: right;">放射性物質</p>	<p>液体バッテリー・蓄電池・ UPS・水銀など</p>  <p style="text-align: right;">腐食性物質</p>	<p>磁石・救命用具・石油ストーブ・ リチウム電池(単体)など</p>  <p style="text-align: right;">磁性物質 その他の有害物件</p>

**漂白剤**




上記のような品目や  
マークのある段ボール箱は、  
内容物にかかわらず航空機に  
よる輸送ができません

**石油ストーブ**



**ライター・カイロ・スプレー・  
化粧品は入っていませんか？**

ゴルフバックや  
スーツケースの中身に  
特にご注意ください。



**その他 ①**

「リチウム電池ラベル」が外箱に印刷  
またはシール貼付がされている場合は  
航空搭載可能です。

●パソコン・携帯電話・デジカメ・ゲーム機

**その他 ②**

品名(フレモノ・なまもの)裏面の「宅急便で送りたい品目」をよくご確認ください。品名はできるだけ詳しくご記入ください。

ペットボトル(お茶)

ゴルフ・スキー・空港 クラブ本数

リチウム電池  
本数

液体物を送る場合は、液体名を送り状の品名欄に必ずご記入ください。

航空搭載に該当する区間にお荷物を送る場合、「お荷物の申告書」にご署名をお願いしております。